

令和8年度 第1回
三郷市景観審議会

議 案 書
参 考 資 料

令和8年5月18日(月)

三郷中央におどりプラザ

第5回景観賞応募要領からの変更点

●表彰対象 景色部門

変更前	変更後
民間の土地内から見られる景色は、表彰選考の対象外となります。	(削除)

【変更理由】

別に記載の「公共の場所から見られる良好な景観の『遠くを見渡した景色』を表彰します。」と案内が重複するため

●応募資格

変更前	変更後
市内に在住、在勤又は在学中で中学生以上の方になります。ただし、②建物・緑部門に限り、前述の対象者に加え市内の建物・緑を設計した市内外の設計事務所等の自薦も受け付けます。	どなたでも応募可能です。表彰対象3部門のいずれかを選択し応募する形式とします。ただし、反社会的勢力に属する方の応募は固くお断りいたします。

【変更理由】

応募機会の拡大及び市内外の方への景観形成の意識高揚を図るため

●応募方法

変更前	変更後
所定の応募用紙に必要事項をご記入の上、写真数枚を添付し、下記の「9 応募先」へ郵送するか、直接持参してください。	インターネット経由にて応募できます。

【応募方法】

写真を現像される方の減少及び行政手続きのデジタル化の一環としてインターネットでの応募に集約するため

※ただし、紙での提出を希望される場合は、その応募も受け付ける

●応募期間

変更前	変更後
令和3年10月1日(金)から 令和4年1月14日(金)【消印有効】	令和8年6月1日(月)から 令和9年5月31日(月)

【変更理由】

第5回景観賞でいただいた意見を踏まえ、応募機会の拡大のため

三郷市景観賞実施要領

（目的）

第1条 この要領は、三郷市景観条例（平成22年条例第42号、以下「条例」という。）第24条の規定に基づく表彰（以下「表彰」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（表彰の目的）

第2条 本市域内において特に良好な景観形成の実現に寄与した活動若しくは者、又は建築物、工作物その他の地物（以下「景観資源」という。）の発見に貢献した者を表彰することにより、良好な景観形成に対する市民及び事業者の意識高揚を図り、本市の美しい景観づくりに資することを目的とする。

（表彰の名称）

第3条 表彰の名称は三郷市景観賞とする。

（表彰の方法）

第4条 表彰は、市長が行う。

2 表彰は、表彰状等を表彰の対象者に授与するものとする。

（表彰の部門）

第5条 表彰には、次の各号に定める部門を設け、部門ごとにそれぞれ表彰を行うものとする。

- (1) 活動部門
- (2) 建物・緑部門
- (3) 景色部門
- (4) 届出部門

2 前各号に規定する各部門の内容は、別表に定める。

（選考の対象の募集）

第6条 前条第1項第1号及び第2号に規定する各部門の選考の対象となるものについては、自薦又は他薦による公募によって行うものとする。

2 前項に規定する他薦を行う場合は、応募を行う者は、活動の代表者等、建物等又は敷

地の所有者等の同意を得なければならない。

3 前条第1項第3号に規定する部門の選考の対象になるものについては、公募によって行うものとする。

4 前条第1項第3号に規定する部門において、応募を行う者は、個人情報の保護に関する法律に抵触する情報、人権及びプライバシーを侵害する情報等に配慮しなければならない。

5 市長は、市ホームページその他の広報媒体を利用する等の方法により、前各項に規定する公募の内容について、次の各号に定める事項を市民及び事業者に周知するものとする。

(1) 目的

(2) 表彰の部門

(3) 応募の期間

(4) 応募の資格

(5) 応募の方法

(6) 選考の基準

(7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

6 応募を行う者は、次の各号に定める事項を必要に応じて記した書類（以下「応募書類」という。）を市長に提出するものとする。

(1) 活動又は景観資源の名称、所在地若しくは視点場、位置図等

(2) 応募の理由

(3) 応募を行う者の住所、氏名、連絡先等

(4) 選考の対象の代表者、所有者等の住所、氏名、連絡先等

(5) 選考の対象及びそれを撮影した位置、が分かる写真

(6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

（選考委員会）

第7条 表彰者を選定するため、三郷市景観賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会は、条例第26条に規定する三郷市景観審議会の委員で組織する。

3 選考委員会の会長は、委員の互選によって決定するものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、選考及び表彰に関する専門知識を有する者を選考委員会の委員として指定することができる。

(表彰の対象等の決定方法)

第8条 選考委員会の委員は、別表に規定する選考の視点に基づき応募書類を審査した後、表彰の対象案を選考するものとする。

2 市長は、表彰の対象を決定した後、表彰の対象を応募した者、表彰の対象の代表者、所有者等を、第4条第2項に規定する表彰の対象者として決定するものとする。

(表彰の対象等の公表)

第9条 市長は、第8条第2項に基づき、表彰の対象及び表彰の対象者を決定した場合、市ホームページその他の広報媒体を利用する等の方法により、これを公表するものとする。

(その他)

第10条 表彰の実施に際しては、第2条に掲げる目的に鑑み、表彰の対象者だけでなく、広く意識の啓発、高揚を図ることに努めるものとする。

第11条 この要領に定めるものの他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年11月21日から施行する。

別表

部門	選考の対象	選考の視点
活動	良好な景観の保全又は創出に係る『活動内容』を表彰対象とする。	<p>本市の景観形成において規範となり、リードする活動又は建築物・地物等で、次の①から⑩のいずれか一つ以上に該当するものを対象として表彰を行う。</p> <p>(1) 水や緑との調和の視点</p> <p>①水、緑を活かし、調和している。 ②河川、公園等の空間や景観を活かし、調和している。又は創出している。</p>
建物・緑	良好な景観を創出する『建築物、工作物、緑等』を表彰対象とする。	<p>(2) まちとの調和の視点</p> <p>③まちの景観をリードする積極的な取り組みが成されている。 ④まちの歴史・文化的な景観を活かし、調和している。又は創出している。</p>
景色	公共の場所から見られる良好な景観の『近くから遠くを見渡した景色（中景～遠景）』を表彰対象とする。	<p>⑤道路等の空間や景観を活かし、調和している。</p> <p>(3) ほっとする景観づくりの視点</p> <p>⑥まちに潤いやゆとりのある良好な空間と景観づくりをしている。 ⑦まちの景観に配慮した形態、意匠、色彩、材質等を活かし、調和している。又は創出している。</p>
届出	<p>景観計画の届出を行った行為の中から、特に良好な景観を創出する『建築物、工作物等』を表彰対象とする。</p> <p>※景観計画の届出を行い、景観条例第21条に基づく完了検査が終了した行為に限る。</p>	<p>(4) 景観連鎖の視点</p> <p>⑧上記①から⑦のうち良好な視点が連鎖し、調和している。 ⑨良好な景観形成が維持、又は向上している。 ⑩その他、特に本市の景観形成に貢献しているとみなされる。</p>

「三郷市景観賞」（募集要領）

1 景観賞の目的

良好な景観形成に対する市民及び事業者の意識高揚を図るため、本市が所有する素晴らしい景観を表彰します。

2 景観賞表彰の対象

●次の3つの部門を表彰の対象とします。

①活動部門

- ・良好な景観の保全又は創出に係る『活動内容』を表彰します。
- ・自薦、他薦は問いません。他薦の場合は、その活動を行っている代表者等の同意を得てください。
- ・市内の活動に限ります。
- ・営利を目的とした活動は除きます。
- ・個人の活動も対象になります。
(応募例) 清掃活動、緑化活動

②建物・緑部門

- ・良好な景観を創出し、維持管理のなされている『建築物、工作物、緑等』を表彰します。
- ・自薦、他薦は問いません。他薦の場合は、その建築物、工作物、緑等の所有者等の同意を得てください。なお、自薦の場合は3年以上良好な景観を維持しているものに限ります。
- ・市内に限ります。
(応募例) ○○神社、○○邸、○○ビル

③景色部門

- ・公共の場所から見られる良好な景観の『遠くを見渡した景色』を表彰します。
- ・原則市内の景色を対象としますが、一部に市外を含めても構いません。
- ・個人情報保護に関する法律に抵触する情報、人権及びプライバシーを侵害する情報等が景色に含まれている場合、表彰選考の対象外となる場合があります。
(応募例) 下第二大場川と富士山、中川河川敷、

3 応募の資格

●どなたでも応募可能です。ただし、反社会的勢力に属する方の応募は固くお断りいたします。以下の部門のいずれかを選択し応募してください。

- ①活動部門
- ②建物・緑部門
- ③景色部門

4 応募の期間

●令和8年6月1日（月）から令和9年5月31日（月）

5 応募の方法

- インターネット経由にて応募できます。詳しくは市ホームページをご覧ください。
- 周知チラシは都市デザイン課、各施設で配布するほか、市ホームページからご確認いただけます。
- 1対象につき応募は1件とし、応募上限は応募者ごとに3件までとします。
- 応募に使用する写真は応募者が撮影したものに限りません。

6 選考の基準

- 別表の「選考の視点」により、審査を行います。

7 選考と表彰

- 三郷市景観賞選考委員会において応募作品の内容を審査して選考を行い、表彰者を市長が決定します。

8 その他

- 入選した写真の著作権は、主催者に帰属します。
- 入選した写真は、景観の普及啓発に活用するため、展示会、市広報、市ホームページなどで使用することがあります。また、使用にあたっては撮影者の氏名表示を行います。その他、市が入選作品を使用して行う行為に対し、応募者は著作者人格権を行使しないことに同意したものとします。
- デジタルデータは600万画素（6MP）以上かつ3MB以上を目安にご応募ください。
- ご質問等は、電話又はメールでお受けします。

9 応募先（問い合わせ先）

- 三郷市 まちづくり推進部 都市デザイン課 都市景観係
住 所：〒341-8501 埼玉県三郷市花和田648番地1
電 話：048-930-7740（直通）
E-mail：keikan@city.misato.lg.jp

6 選考の基準に関する別表

部門	選考の対象	選考の視点
活動	良好な景観の保全又は創出に係る『活動内容』を表彰対象とする。	<p>本市の景観形成において規範となり、リードする活動又は建築物・地物等で、次の①から⑩のいずれか一つ以上に該当するものを対象として表彰を行う。</p> <p>(1) 水や緑との調和の視点 ①水、緑を活かし、調和している。 ②河川、公園等の空間や景観を活かし、調和している。又は創出している。</p>
建物・緑	良好な景観を創出する『建築物、工作物、緑等』を表彰対象とする。	<p>(2) まちとの調和の視点 ③まちの景観をリードする積極的な取り組みが成されている。 ④まちの歴史・文化的な景観を活かし、調和している。又は創出している。 ⑤道路等の空間や景観を活かし、調和している。</p>
景色	公共の場所から見られる良好な景観の『近くから遠くを見渡した景色（中景～遠景）』を表彰対象とする。	<p>(3) ほっとする景観づくりの視点 ⑥まちに潤いやゆとりのある良好な空間と景観づくりをしている。 ⑦まちの景観に配慮した形態、意匠、色彩、材質等を活かし、調和している。又は創出している。</p> <p>(4) 景観連鎖の視点 ⑧上記①から⑦のうち良好な視点が連鎖し、調和している。 ⑨良好な景観形成が維持、又は向上している。 ⑩その他、特に本市の景観形成に貢献しているとみなされる。</p>

周知チラシ設置場所

番号	場所
1	市政情報コーナー
2	文化会館
3	東和東地区文化センター
4	彦成地区文化センター
5	高州地区文化センター
6	コミュニティセンター
7	鷹野文化センター
8	瑞沼市民センター
9	市立図書館
10	北部図書館
11	早稲田図書館
12	ららほっとみさと
13	世代交流館ふれあいパーク
14	ピアラシティ交流センター
15	三郷中央におどりプラザ
16	希望の郷交流センター
17	都市デザイン課窓口

※ホームページでも公表



